

労働相談から組合結成、交渉、解決！

無期雇用転換を前に雇止め / 県立大学・シーボルト校

二名の自治労への相談から始まった！

突然、「次年度の契約更新をしない」と雇止めを言い渡されたという。二名は長崎県立大学シーボルト校に勤務するシステムエンジニアで学内のパソコン・サーバーの保守管理やシステム開発を行なっており、大学の授業や運営に欠かせない業務を担っている。雇用形態は1年契約の非常勤職員。それぞれ2004年4月から、2013年4月から更新を繰り返し現在まで働いてきた。ところが11月に入り総務課長から「5年を超えての更新は行なわない」と通知を受けた。これは明らかに2018年4月に発生する無期転換ルールにおける請求権を先取りした雇止めである事は明らかであった。労働契約法は18条において、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できると定めている。この法律によって、来年4月には多くの有期雇用の労働者に無期転換へ申込みする権利が発生することとなる。雇止めとなり職を失うことは納得できない両名は、自分たちで雇止めの撤回を求める申入れを行なったが、大学側は労働条件通知書に記載の「契約期間満了後は契約更新をしない」という事項を理由として撤回を拒否。納得できない彼らは、監督署や弁護士への相談の後、自治労へたどり着いた。県本部からの相談を受けた全国一般は、12月3日に開催した第2回執行委員会において長崎合同支部シーボルト分会の結成を承認。翌日には結成通知および団体交渉の申入れを行った。

団体交渉で大学側は雇止めを撤回した

12月14日に団体交渉を開催。大学側は弁護士も出席しての交渉だったが、今回の雇止めは何一つ正当な理由も無く、無期転換権を阻止する為だけの雇止めである事、申請を行なっていた労働局からの指導も功を奏し、当然ながら雇止めは撤回された。選考試験の結果二名の組合員は雇用が継続されることとなり、来年4月には無期転換権を行使できる。これで雇用不安の中で働き生活する事から解放されるだろう。両名は突然の雇止めに怒り、悩み、苦しい毎日だったはずである。しかし、「やっぱり納得できない」という気持ちから決起した。「いざとなったら嫁も仕事に出ると言ってくれました」と家族の応援は力強かっただろう。年を越す事無く、無事解決することができて本当に良かった。彼ら以外にもまだ大学には有期雇用の労働者は多く働いており、新たな雇止めが起らないとも言えない。今回の闘いを教訓に仲間を増やし、賃金・労働条件の向上へ向けた活動を行なっていかなければならない。

全国で多くの大学職員が雇止めの危機

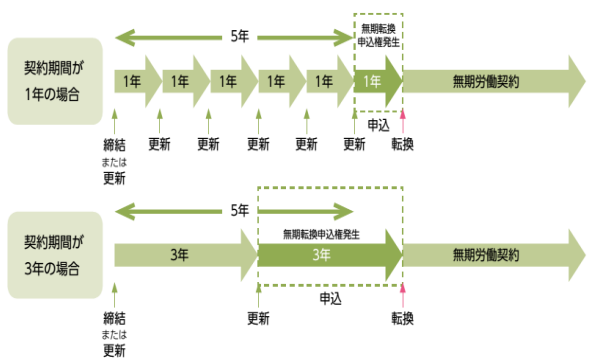
現在、全国86の国立大学法人で働く非常勤教職員は、約10万人いるといわれている。そのうちの多くの教職員が、来年4月以降雇止めとなる可能性がある。既に東大や東北大でも雇止め争議が起こっている。中でも東大では、「東大ルール」というものがあり、「6か月のクーリング期間の適用」が記載されている。5年働いたパート教職員は、6か月の休業期間を経た後なら、再び上限5年で雇用することを可能、としている。これがさも合理的であるかのように記載されているが、無期転換（正規雇用化）を阻止するためにクーリングすることは違法、または脱法行為にあたることは明らかだ。自治労県本部とも連携して積極的に対応していかなければならない。

～長崎の労使が騒がしい～

今年のクリスマス、長崎を騒がせたのはストライキだった。九州商船における海員組合のストライキは県労委命令をも無視し、不当労働行為を続ける会社の強行姿勢からやむを得ず25日予定通り実行された。確かにストライキは労使のみならず利用者にも大きな打撃となった。スト権は憲法に保障される労働組合の正当な権利であるが、労働組合の組織率がこれだけ低下しては、その権利、ストライキすら知らないのもやむを得ない。一方でストライキを支持し応援する声も少なくなかった。今年のクリスマスは、会社でも家庭でも「ストライキ」という言葉が会話に登場した。今長崎では、九州商船だけでなく長崎バスも労働委員会・裁判を闘っている。我々全国一般でも後藤運輸分会で不当配転・不当解雇が表面化した。年末年始も忙しい中、交渉で解決を目指しているが、このように長崎の労使関係が騒がしくなっているが、これらの闘いを地域の労働組合で跳ね返していかなければならない。労働組合をアピールする好機と捉えよう！

無期転換ルールとは

- 無期転換ルールとは「改正労働契約法」（平成 25 年 4 月 1 日施行）による雇用に関する新しいルールです。
- 有期雇用契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。



※平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が通算の対象